

令和5年第11回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年11月30日（木）午後2時00分

場 所 市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（16名）

欠席農業委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

◎開 会

事務局長 定足数に達しておりますので、ただいまより、令和５年第11回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第３条関係が８件、農地法第５条関係が２件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が11件、合わせて21件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後２時００分)

◎職務代理者挨拶

事務局長 初めに梨本職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。

職務代理者 皆さん、こんにちは。

今月もお忙しい中、お集まりいただき、どうもありがとうございます。

今回、矢野会長が出張で欠席ということで、代理で議長を務めさせていただきます梨本です。よろしくお願いします。

慣れないもので、不手際等あるかもしれませんが、議事進行にご協力いただけるとありがたく思います。よろしくお願いします。

◎議事録署名人選出

職務代理者 では、まず、総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ですが、議長の指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席の報告

◎議案第１号

職務代理者 では、議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、２ページをご覧ください。

議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の

規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。

令和5年11月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

職務代理者 事務局より説明させます。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその8朗読】

以上、その1からその8までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

職務代理者 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 11月25日、現地にて委員と売主、買主、売ります、買いますとの確認は取りつけました。特に問題はございませんので、委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

職務代理者 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請につきまして、去る11月23日、委員と現地にて調査を行いました。

また、譲渡人、それから譲受人とも電話にて申請内容を確認いたしました。双方とも申請内容について間違いがないということでした。

今回の申請に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議をお願いします。

職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

職務代理者 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 11月26日、梨本委員と、譲渡人、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いがないということです。今回の申請による周

辺農地の影響はないと思われます。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

職務代理者 ご異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について25日、委員と譲受人と現地調査を行いました。また、譲渡人には電話で確認をしました。双方とも申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題はないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

職務代理者 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5、その6については、関連がありますので、一括審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、その5、その6について関連がありますので、一括で説明させていただきます。

去る11月25日に委員と現地調査を行いました。また、譲渡人は用事があり、行政書士に確認、譲受人にはお会いし、申請内容について確認し、問題ないとのことでした。今回の移転による農地への影響はございません。特に問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

職務代理者 異議がないようですので、その5、その6について原案のとおり決定します。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 去る23日、委員2人で、譲渡人、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容について間違いのないことです。周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

職務代理者 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

農地法第3条その8について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、11月23日、委員と譲渡人、譲受人と現地調査を行いました。

双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

職務代理者 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

職務代理者 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。

令和5年11月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

職務代理者 農地法第5条その1、その2については関連がありますので、一括審議とします。

事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、7ページをご覧ください。

農地法第5条その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

続いて、12ページをご覧ください。

農地法第5条その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

以上、その１、その２について皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

職務代理者 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 去る23日、委員2人で現地調査を行いました。譲渡人に立会いをいただき、また、譲受人は出席できないということで、電話にて確認いたしました。その２の譲受人に申請内容について確認いたしました。

申請内容について間違いなく、今回の転用による周辺農地への影響は特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

職務代理者 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

職務代理者 異議がないようですので、その１、その２について原案のとおり決定します。

◎議案第３号

職務代理者 次に、議案第３号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、17ページをご覧ください。

議案第３号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。

令和５年11月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

職務代理者 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第１号から第11号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

職務代理者 異議がないようですので、第１号から第11号について原案のとおり承認します。

◎その他

職務代理者 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

そのほかに皆様から何かございますか。なければ、事務局からお願いします。

事務局 皆様、ご審議ありがとうございました。

それでは、事務局から申し上げます。

この後、農作業労賃の協議を行っていただくことになります。

場所につきましては、各地区に設けてあります。

それぞれプレートがありますので、移動していただいて、地区代表を中心に協議をしていた
だけばと思っています。

それでは、席の移動をお願いします。よろしくお願いします。

職務代理者 では、地区に分かれて協議をお願いします。

2時50分を目安に再開したいと思いますので、それまで協議をお願いします。早めに終わ
ったら時間を待たずに再開しますので、協議が終わった地区は、事務局までお願いします。

(協議)

職務代理者 それでは、会議を再開します。

各地区の代表委員により、協議結果の報告をお願いいたします。

最初に、白河地区代表、委員をお願いします。

委 員 白河地区の令和6年作業労賃については、同じということで終わりました。

職務代理者 ありがとうございます。

続いて、表郷地区代表、委員をお願いします。

委 員 それでは発表します。

労賃ですけれども、この山林作業を削除して一般作業に準じることにしました。それと、
機械畔塗り、40円を50円にしました。

以上です。

職務代理者 ありがとうございます。

大信地区代表委員をお願いします。

委 員 それでは、大信地区の労賃についてですが、昨年同様、同じになりました。

以上です。

職務代理者 ありがとうございます。

最後に、東地区代表、委員をお願いします。

山内委員 東地区の労賃ですが、一般農作業の7,500円を1時間換算として1,000円とします。

そのほかは現状維持とします。よろしくお願いします。

職務代理者 どうもありがとうございます。

ただいま各地区代表により協議結果の報告がございましたが、これに関しほかに何かご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

職務代理者 では、異議がないようですので、令和6年農作業労賃については、報告の内容のとおり決定します。

それでは、最後に、事務局より連絡をお願いします。

事務局 次回の総会は12月26日火曜日、午後2時よりここ正庁で開催いたします。今年最後となりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

◎閉 会

職務代理者 ほかに何かご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

職務代理者 よろしいですか。

では、これもちまして、令和5年第11回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後2時45分)
